

総会運営に関する細則

第1条 会則第15条、第18条及び第19条の規定に基づき、総会の運営、手続きに関し必要な事項を定める。

第2条 通常総会及び臨時総会の会期は、理事会において決定する。

第3条 総会は、年度により次の地区で開催する。

(1) 理事の任期が満了となる年度（以下「引き継ぎ年度」という。）は、東京都内で開催する。

(2) 引き継ぎ年度の翌年は、役員ブロック内で開催する。

2 総会開催場所は、理事会において決定する。

3 総会開催場所は、原則として前年度の総会で報告する。

第4条 総会運営は、次の構成員によって行う。

(1) 役員、役員ブロック内の会員及び会場校等の担当者

第5条 総会運営に関わる経費は、本会の予算をもってまかなう。

第6条 本会の会友に対しては、会長名をもって招請する。

第7条 会員が総会に議案を提出しようとするときには、臨時総会の場合を除き、総会の開催期日の3か月前までに、理由を示して理事会に提出するものとする。

第8条 総会構成員で、やむを得ない理由のため総会に出席できない場合は、次の手続にしたがって委任状を提出することができる。

2 構成員は、表決権を委任する代理人を明記した別紙様式の「委任状」に署名、押印し、総会開催日の2週間前までに、当該代理人に託すとともに委任状の写しを事務局に提出する。

代理人を明記しない委任状は、これを白紙委任状とみなし、議長を受任者とする。

3 代理人は複数の委任状を受けることはできない。ただし、代理人が議長のときはこの限りではない。

第9条 総会の議長は、団体会員の構成員より推薦する。

第10条 議事録は、事務局理事が作成し、全会員に配付する。

第11条 この細則の変更は、総会の承認を必要とする。

附 則

1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 看護図書館協議会運営要領（平成3年12月7日制定）は廃止する。
- 3 この細則は、平成18年4月22日から施行する。
- 4 この細則は、平成24年4月21日から施行する。
- 5 この細則は、平成27年4月25日から施行する。
- 6 この細則は、2017年4月22日から施行する。
- 7 この改正細則は、2018年4月21日から施行する。